

平成13年度 第1次補正予算の概要

構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策の推進

126.8億円

○ 保育所待機児童ゼロ作戦の推進 109.5億円

保育所を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の児童の受け入れ増を行うことができるよう、PF1の活用等による公設民営の推進等により、これに必要な施設整備を早急に進める。

○ 放課後児童の受け入れ体制の整備 17.3億円

大都市周辺部を中心に放課後児童の受け入れ体制を平成16年度までに全体として1万5千力所とすることができるよう、これに必要な放課後児童クラブの施設整備を早急に進める。

平成13年度 第2次補正予算の概要

子育て支援策の推進

185.4億円

- 保育所待機児童ゼロ作戦の推進 100.1億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所の緊急整備を行う。

- 放課後児童の受入れ体制の整備 12.3億円

地域における子育て支援活動を実施するため、放課後児童クラブなどの拠点施設を整備する。

- 被虐待児童等の受入れのための環境整備 73.0億円

虐待された児童や、配偶者からの暴力の被害者への対応を強化するため、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所の整備を推進する。

医療提供体制の整備

4.5億円

- 小児医療体制の整備（慢性疾患児家族宿泊施設の整備）

小児がん等で遠隔地からの長期入院している子どもの家族等が、子どもの入院中宿泊滞在できる施設を整備する。

(資料4)

平成14年度組織改正について
(雇用均等・児童家庭局)

大臣官房総務課企画官（母子家庭自立支援担当）の設置
（予算施行日同日施行）

〈概要〉

母子家庭等の総合的な自立支援策を推進するため、平成14年度から家庭福祉課に母子家庭自立支援担当企画官を設置する。

- 子育てや生活支援策
- 就業支援策
- 養育費確保策
- 経済支援策

日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について

1. 将来人口推計

- 国立社会保障・人口問題研究所においては、直近の国勢調査人口を基準として、5年ごとに我が国の将来人口推計を行っている。
- 今回、平成12年国勢調査人口に基づき、2050年までの新しい人口推計（前回推計は、平成9年1月）を行ったもの。

2. 今回の推計結果の特徴

- (1) 少子化が一層進展する。（合計特殊出生率の低下）

	今回中位推計 (2050年)	現在の状況 (2000年)	(参考) 前回中位推計 (2050年)
合計特殊出生率	1. 39	1. 36	1. 61
平均初婚年齢(女性)	27. 8歳	24. 4歳	27. 4歳
夫婦の完結出生児数	1. 72人	2. 14人	1. 96人
生涯未婚率(女性)	16. 8%	4. 9%	13. 8%
出生児数	67万人	120万人	81万人

※合計特殊出生率：一人の女性が一生（15～49歳）の間に産む子供の数

※夫婦の完結出生児数：結婚した夫婦が生涯に産む子供数

※平均初婚年齢、夫婦の完結出生児数、生涯未婚率については、「今回中位推計」は1985年生まれ、「現在の状況」は1950年生まれ（ただし、夫婦完結出生児数のみ1948～52年生まれ）、「前回中位推計」については、1980年生まれの者の数値である。

○ 出生児数の推移（中位推計）

(単位：千人)

年 次	出 生 数	年 次	出 生 数	年 次	出 生 数
2001年	1,194	2019年	928	2037年	778
2002年	1,183	2020年	914	2038年	770
2003年	1,170	2021年	902	2039年	761
2004年	1,154	2022年	891	2040年	753
2005年	1,137	2023年	880	2041年	744
2006年	1,119	2024年	871	2042年	735
2007年	1,102	2025年	863	2043年	726
2008年	1,085	2026年	855	2044年	717
2009年	1,069	2027年	847	2045年	708
2010年	1,055	2028年	840	2046年	700
2011年	1,041	2029年	834	2047年	691
2012年	1,027	2030年	828	2048年	682
2013年	1,013	2031年	821	2049年	674
2014年	999	2032年	815	2050年	667
2015年	985	2033年	808		
2016年	971	2034年	801		
2017年	956	2035年	794		
2018年	941	2036年	786		

- これまでには、少子化の原因は、晩婚化であり、結婚した夫婦の出生児数は減少しないと見ていたが、今回の推計においては、晩婚化に加えて、結婚した夫婦の出生児数が減少するという新しい傾向が認められた。
- この新しい傾向については、その背景として、次のような経済・社会的要因が考えられるという意見が、人口部会の各委員から出されている。
 - ・ バブル経済崩壊の影響
 - ・ 都市部で働く女性の増加(夫婦とも就業、夫婦のみ世帯の増加)
 - ・ 女性の高学歴化（大学卒）の進展

(2) 高齢化が一層進展する。(平均寿命の伸長)

	今回中位推計 (2050年)	現在の状況 (2000年)	(参考) 前回中位推計 (2050年)
65歳以上人口割合	35.7%	17.4%	32.3%
平均寿命 (男)	80.95年	77.64年	79.43年
(女)	89.22年	84.62年	86.47年

(3) 総人口のピークは2006年の12,774万人(前回推計では2007年の12,778万人)

	今回中位推計	(参考) 前回中位推計
2000年	12,693万人	12,689万人
ピーク	12,774万人 (2006年)	12,778万人 (2007年)
2050年	10,059万人	10,050万人

児童福祉法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図る。

1 認可外保育施設に対する監督の強化等

①施設の把握

認可外保育施設を設置したものの届出制の創設

②利用者への情報提供の強化

事業者は、認可外保育施設の運営等に関し、毎年状況報告を行わなければならないこととする。都道府県及び市町村は連携して、認可外保育施設のサービス内容等に関する情報提供を行うものとする。

重要事項の掲示・書面交付など事業者の利用者に対する情報提供措置を整備

③悪質な施設の排除の徹底

現行法に規定されている「事業停止命令・閉鎖命令」に加え「勧告・公表」を監督手段として規定し、より実効性の高い認可外児童福祉施設の監督が行えるようとする。

④効率的な保育サービスの提供の推進

保育需要の増大している市町村は、公有財産の貸し付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

⑤保育士の名称独占等

認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でないものが保育士を称することを禁止する等の措置を講ずる。

2 児童委員の活動の活性化

①児童委員の職務の見直し等

地域における子育て支援の観点から児童委員の職務を見直し、児童福祉施設・児童の健やかな育成活動を行う者との連携・支援、健全育成の気運の醸成等を業務に追加するとともに、資質の向上のための研修の充実を図る等の規定を整備する。

②主任児童委員の法定化

児童福祉について大きな役割を果たしている主任児童委員を法律上明確に位置づける。

3 施行期日

1) 認可外保育施設等に関する監督強化

公布後1年以内で政令で定める日

効率的な保育サービスの提供の推進については、公布の日 [平成13年11月30日]

保育士の名称独占等については、公布後2年以内で政令で定める日

2) 児童委員の活動の活性化

平成13年12月1日

児童福祉司の配置の充実について

- 平成12年度の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、17,725件で平成2年度の約16倍、平成11年度の約1.5倍に増加。また、平成13年1月から12月までの児童虐待による死亡事例は42件。平成12年の児童虐待防止法の成立（5月）、施行（11月）によって児童相談所への相談、通告が促進されたこともあり、相談処理件数が増加。また、統計としてはまだ整理されていないが、児童相談所の現場からの情報では、13年度も引き続き相談件数が増加。
- 児童相談所の児童福祉司については、地方交付税算定基礎における人数を平成12年度に1名、13年度に2名増員。地方公共団体における実際の配置の増員が図られ、児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するための体制を強化。
- 児童虐待への社会の認識の高まり、子どもの養育をめぐる状況から、児童虐待対応の中心的機関である児童相談所の役割は今後ますます重要になると考えられ、地域の関係機関と連携した積極的な対応が必要。
- 平成14年度についても、地方交付税算定基礎における児童福祉司が2名増員されることで、地方公共団体が児童相談所の体制をさらに強化し、児童虐待対応の充実を図るための環境を一層整備。（地方交付税法改正案）

* 地方交付税算定基礎における児童福祉司数（標準団体　人口170万人）

11年度	12年度	13年度	14年度案
16人	17人	19人	21人
	1人増	2人増	2人増

* 児童福祉司配置人数（全国 各年度5月1日現在）

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
1128人	1141人	1230人	1313人	1480人
	13人増	89人増	83人増	167人増

(参考)

昭和60年度	平成2年度	平成7年度
1032人	1068人	1141人

1 平成14年度社会福祉施設整備費国庫負担（補助）基準単価について（案）

(1) 本体工事基準単価(1m²当たり)

施設の種類等	構造別	都道府県別	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、山口県、鹿児島県、熊本県、大分県、高知県、佐賀県、宮崎県
重度身体障害者更生援助施設	鉄筋	18,400円	18,400円	17,9,400円	17,0,400円
(以降「重度身体障害者更生援助施設」における身体障害者ショートステイ用居室とします。)の整備を含む。)					
・身体障害者用床施設	ブロック	16,5,100円	15,7,200円	14,9,300円	14,1,500円
・知的障害者用床施設	鉄筋	18,6,400円	17,7,500円	16,8,600円	15,9,800円
・第1種自走式車椅子用床施設	ブロック	16,2,400円	15,4,700円	14,7,000円	13,9,200円
・肢体不自由車椅子用床施設					
・肢体不自由車椅子用床施設					
・重度身体障害者デイサービスセンター	鉄筋	17,0,900円	16,2,800円	15,4,700円	14,6,500円
・肢体不自由車椅子用床施設	ブロック	15,3,300円	14,6,000円	13,8,700円	13,1,400円
・施設					
・養護施設					
・老入シヨームトステイ用居室の整備を含む。)					
・重度身体障害者用床施設					
・知的障害者用床施設					
・乳児院					
・知的障害児施設(以下「知的障害者用床施設」といいます。)の整備を含む。)					
・第2種自走式車椅子用床施設					
・知的障害児用通園施設					
・離体式不自由車椅子用通園施設					
・心身障害者					
・精神保健館	鉄筋	18,9,300円	18,0,300円	17,1,300円	16,2,300円
・生活館	木造	14,4,100円	13,8,300円	17,1,300円	16,2,300円
・保育所及び経費老人ホーム(A型) 等上記以外の施設	鉄筋	17,0,900円	16,2,800円	15,4,700円	14,6,500円
	木造	14,9,500円	14,2,800円	13,5,700円	12,8,500円

(注) 1 本表は、心身障害児総合通園センター(相談・検査部門)及びその他施設については適用しない。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、北海道単価を適用する。

3

前年度以前からの継続事業については、当該事業開始年度社会福祉施設等施設費国庫負担(補助)金本体工事基準単価を適用する。

(2) 5%の都市部特例割増算後の1m²当たりの本体工事基準単価（ただし、（ ）内は、10%割増算後の単価である。）

施設の種類等	都道府県別	構造別	北海道、埼玉県、千葉県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、沖縄県		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、新潟県、奈良県、和歌山县、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山县、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山县、熊本県、鹿児島県、宮崎県		鳥取県、島根県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県	
			鉄筋	ブロック	鉄筋	ブロック	木	
・重度身体障害者更生援助施設 （身体障害者介護施設等における身体障害者短期入所事業を行ったための居室等の部分（以下「児童ショート」といいう。）の整備を含む。）			(207, 200) (197, 800円)	(197, 300) (188, 400円)	(187, 400) (178, 300円)	(187, 400) (178, 300円)	(177, 400) (169, 600円)	(177, 700) (169, 600円)
・身体障害者介護施設 （身体障害者介護施設等における身体障害者短期入所事業を行ったための居室等の部分（以下「児童ショート」といいう。）の整備を含む。）			(181, 600) (173, 400円)	(172, 900) (165, 100円)	(172, 900) (165, 100円)	(164, 200) (156, 300円)	(155, 200) (148, 600円)	(155, 700) (148, 600円)
・第1種 ・肢体不自由障害施設 （肢体不自由障害施設等における児童短期入所事業を行ったための居室等の部分（以下「児童ショート」といいう。）の整備を含む。）			(205, 900) (195, 700円)	(195, 300) (186, 400円)	(195, 300) (186, 400円)	(185, 500) (177, 600円)	(175, 500) (167, 700円)	(175, 800) (167, 100円)
・第2種 ・肢体不自由障害施設 （肢体不自由障害施設等における児童短期入所事業を行ったための居室等の部分（以下「児童ショート」といいう。）の整備を含む。）			(205, 900) (195, 700円)	(195, 300) (186, 400円)	(195, 300) (186, 400円)	(185, 500) (177, 600円)	(175, 500) (167, 700円)	(175, 800) (167, 100円)
・精神障害者デイサービスセンター ・知的障害者デイサービスセンター ・市町村障害者支援センター ・児童家庭			(188, 400) (179, 400円)	(179, 100) (170, 900円)	(179, 100) (170, 900円)	(170, 200) (162, 400円)	(164, 400) (154, 400円)	(161, 200) (153, 800円)
・救護施設 ・養護老人ホーム ・重度身体障害者受入施設 ・知的障害者受入施設 ・知的障害者受入施設 ・乳児院 ・知的障害者施設（小分類） ・知的障害者施設（小分類） ・第2種 ・難治性不自由障害者			(188, 400) (179, 400円)	(179, 100) (170, 900円)	(179, 100) (170, 900円)	(170, 200) (162, 400円)	(164, 200) (154, 400円)	(161, 200) (153, 800円)
・障害者通園施設 ・生活館 ・保健館			(198, 800) (198, 800円)	(198, 100) (189, 300円)	(189, 100) (189, 300円)	(179, 100) (179, 300円)	(170, 200) (170, 900円)	(161, 200) (161, 900円)
・保育所及び託児所（A型）等上記以外の施設			(188, 000) (179, 400円)	(179, 100) (179, 300円)	(179, 100) (179, 300円)	(170, 200) (170, 900円)	(162, 200) (162, 900円)	(161, 200) (161, 900円)
（注）1 本表は、心身障害児総合通園センター（相談・検査部門）及びその他施設については適用しない。 2 特別豪雪地域に所在する場合は、北海道単価を適用する。 3 前年度以前からの継続事業については、当該事業開始年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金本体工事基準単価を適用する。								

2 附帯設備工事費基準単価(ただし、()内は10%割増算後の単価である。)

(1) 暖房設備工事費等(1m ³ 当たり)	
種目	14年度基準単価
暖房設備工事費	13,400円
冷房設備工事費	18,800円
冷暖房設備工事費	23,500円

(2) 净化槽設備工事費

ア 14年度基準単価	
処理対象人員区分	入所施設
100人までの人員に適用する 1人当たり単価	33,800円
101人から200人までの 人員に適用する1人当たり単価	27,000円
201人までの人員に適用する 1人当たり単価	20,200円

イ 都市部特例割増単価	
処理対象人員区分	入所施設
100人までの人員に適用する 1人当たり単価	(37,200) 35,500円
101人から200人までの人員 に適用する1人当たり単価	(29,700) 28,400円
201人までの人員に適用する 1人当たり単価	(22,200) 21,200円

(3) 昇降機設備工事費	
14年度基準単価	都市部特例割増単価
10,830円	(11,910円)

(4) 仮設施設整備工事費	
14年度基準単価	都市部特例割増単価
19,100円	(16,100円)
20,100円	(注) 14年度より本体工事基準単価に上記単価を加算する。

(5) 解体撤去工事費	
14年度基準単価	都市部特例割増単価
5,800円	6,100円
12,000円	12,600円
14,600円	15,300円

(6) スプリンクラー設備工事費(1m ³ 当たり)	
14年度基準単価	都市部特例割増単価
14,600円	(16,100円)
15,300円	(注) 14年度より本体工事基準単価に上記単価を加算する。

3 心身障害児総合園センター(相談・検査部門)算定基準額

種目	構造	基準額	都市部特例割増単価
本体工事費	750m ³ 以上鉄筋	117,640,000円	123,520,000円
暖房設備工事費		10,080,000円	10,580,000円
冷房設備工事費		14,130,000円	14,840,000円
冷暖房設備工事費		17,640,000円	18,520,000円
浄化槽設備工事費		3,670,000円	3,850,000円

区分	施設整備	設備整備
基準額	30,000,000円	6,500,000円

区分	施設整備	設備整備
基準額	(35,000,000) 25,000,000円	(3,900,000) 1,500,000円

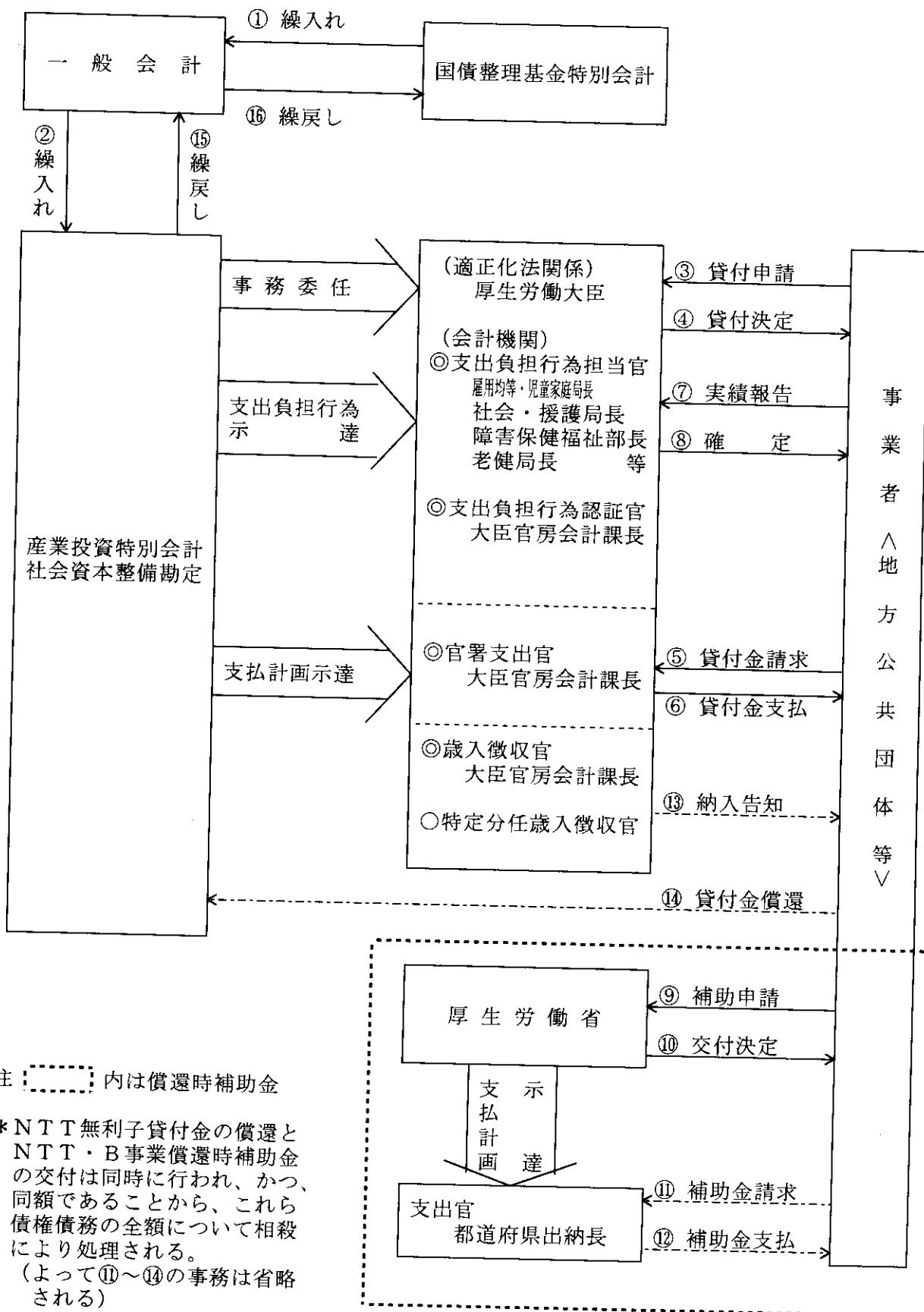
ただし、()内は、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合である。

区分	施設整備	設備整備
基準額	24,000,000円	8,000,000円

区分	施設整備	設備整備
基準額	5,000,000円	500,000円

(7) 異種施設間の相互利用等に係る環境改善整備		
区分	施設整備	設備整備
1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり

無利子貸付フローチャート



(資料 1 1)

天皇家の慶祝に関する事業（行事）

1 「親子よろこびの広場事業」の創設

1. 趣旨

主に乳幼児（0～3歳）を抱える親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を地域でモデル的に設置することにより、育児や子育てへの負担感の解消を図り、子育てに夢や希望を持ち、安心して子育て・子育ちができる環境整備を図る。

※ 平成14年度国庫補助により事業化予定の「つどいの広場事業」の先行実施

2. 事業内容

- ・ 子育て親子の交流、集いの場の提供。
- ・ 子育てアドバイザー(仮称)による育児・子育て相談の実施。
- ・ 地域の子育て関連情報を親子に提供。
- ・ 子育てサポーター(仮称)の講習の実施。

3. 実施方法

- ・ 実施場所は、主に商店街の空き店舗、公共施設内のスペース、賃貸マンション・アパートの一室など
- ・ 実施に際しては、週3日以上行うことが原則。
- ・ 実施主体が中心となり「親子よろこびの広場事業運営協議会」(仮称)を設置し、市町村、都道府県との連携を図る。

4. 助成内容

【13年度先行実施分】

5か所 @ 1,353千円 (14年度実施に向けての準備経費として初度設備費を助成)

【14年度実施分】

10か所 @ 6,403千円 (うち初度設備費 1,353千円)

5. 実施主体(助成先)

地域で子育て支援活動を積極的に展開している民間団体(NPO法人、社会福祉法人等)

6. 助成者

こども未来財団(こども未来基金の助成事業として実施)

7. 実施上の留意点

- ・ 助成期間は、3年程度とし、順次「つどいの広場事業」への移行促進を図る。
- ・ 15年度以降は、新規分の採択は行わない。

II 「親子なごみの家」の整備【平成13年度第2次補正】

1. 趣 旨

小児がんなどの先端医療を行う医療機関は、大都市に集中しており、遠隔地から多数の付添家族が長期間の滞在を余儀なくされ経済的負担も大きい。低廉な利用料で安心して長期滞在できる施設を医療機関等に整備することにより、入院児童の情緒安定を図り病気と闘う意欲の向上とともに慢性疾患児の家族の経済的負担の軽減を図る。

2. 事業内容

小児がんなどで遠隔地から長期入院している子どもの家族が、子どもの入院期間中、宿泊滞在できる施設を医療機関等に整備

3. 貸付内容

予 算 額：453,860千円

貸 付 率：定 額

1カ所当たり標準(5室200m²の場合)貸付限度額：45,200千円

4. 実施主体（貸付先）

都道府県、厚生労働大臣が適当と認める者（市町村、病院を開設する者、財団法人等）

5. 備 考

本整備は、慢性疾患児家族宿泊施設として平成13年度第2次補正予算によるものである。

III - (I) 「子育て支援に関する国際シンポジウム」

1. 趣 旨

「子育て支援」を中心テーマとして、各国で先駆的に実施されている子育て支援の事例紹介や有識者との意見交換などを通じて、我が国の今後の子育て支援策の充実に資するとともに、広く国民的議論を展開していく契機とすることとする。

2. 開催時期等

- ・ 開催時期 平成14年11月（予定）
- ・ 開催場所 東京都内

3. 内 容（案）

- ・ 基調講演
- ・ パネルディスカッション
　外国人パネリスト（3名を招聘予定）及び日本人パネリストによる。

4. 予 算 額

38,125千円（平成14年度予算（案）額）

5. 実施主体

こども未来財団

6. 備 考

- ・ 実施に当たっては、企画委員会を設置し、招聘者や具体的企画内容などの検討、調整を行う。

III-(Ⅱ) 「母子保健・成育医療に関する国際シンポジウム」

1. 趣 旨

平成14年3月1日に国立成育医療センターが開設されたのに当たり、国際的観点からの母子保健及び成育医療の専門家を交え、「母子保健・成育医療」をテーマに国際シンポジウムを開催し、母子保健及び成育医療の啓発、普及及びその推進を図る。

2. 実施内容

- ① 母子保健及び成育医療の専門家による基調講演
- ② 国内外の母子保健及び成育医療関連領域の専門家による「母子保健・成育医療」に関するパネルディスカッション

3. 実施場所

国立成育医療センター講堂

4. 実施時期

平成14年6月下旬

5. 参加人員

200名程度

6. 実施主体

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

IV. 「子どもフェスティバル（仮称）」の実施

1. 趣　　旨

皇太子殿下ご夫妻のお子さまの御誕生を記念して、お祝いのイベントを実施する。又、イベントを開催することによって参加児童の交流や親子のふれあいなどを図る。

2. 内　　容

「ねんりんピック」開催時に併催されるイベントとして、「子どもフェスティバル」（仮称）を実施し、高齢者と子どものふれあい交流を図る。

3. 実施主体・実施日

福島県（調整中）（「ねんりんピック」の開催県）
平成14年10月20～22日

V. 「記念イベント」等の開催

1. 趣 旨

皇太子殿下ご夫妻のお子さまの御誕生を記念して、お祝いのイベントを実施。

2. 内 容

- ① 慶祝記念植樹の実施
- ② 慶祝記念絵本の作成
- ③ 慶祝記念入園券の発行

(①、②については平成13年12月22日～24日に実施済。③については平成14年1月2日より発行開始)

3. 実施主体

社会福祉法人 こどもの国協会

VI 母子保健・成育医療フェローシップ事業

1. 事業の概要

(1) 目的

母子保健及び成育医療に関する機関の医師を対象として、これら分野の専門的技術の修得のため、米国等の大学(病院)に留学していただき、帰国後は母子保健・成育医療に関する専門医として、我が国における母子保健・成育医療の普及・推進を図ることを目的とする。

(2) 対象者

医療機関に勤務している医師であって、留学終了後、母子保健・成育医療に関する専門医として、就業できる者とする。

(3) 対象者数

年間10名程度

(4) 留学期間

1年程度

2. 実施主体

国立成育医療センター(仮称)及び社会福祉法人恩賜財団母子愛育会

[国立成育医療センター(仮称) 国立病院・療養所の医師
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 民間病院の医師]

(資料12)

平成14年度児童福祉関係主要会議等予定表

月別	行 事 名	開催予定日	開催日数	開催場所	所管課
4月	第3・4回愛育班員全国大会	17日	1日	東京都	母子保健課
5月	児童福祉文化賞表彰式・発表会	10日	1日	東京都	育成環境課
	全国児童厚生員野外活動研修会(春季)	15日～17日	3日	新潟県	育成環境課
	全国児童自立支援施設長会議	23日～24日	2日	宮城県	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議	30日～31日	2日	厚生労働省	家庭福祉課
6月	全国児童自立支援施設新任児童自立専門員研修	3日～28日	26日	埼玉県	家庭福祉課
	第21・6回母子保健関係者講習会	4日～7日	4日	東京都	母子保健課
	第24回全国母子生活支援施設職員研修会	12日～14日	3日	神奈川県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設新任施設長研修	12日～14日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	地域組織活動指導者(母親クラブ)全国大会	13日～14日	2日	愛媛県	育成環境課
	第21・7回母子保健関係者講習会	19日～21日	3日	東京都	母子保健課
	遺伝相談(医師)再教育研修会	22日～23日	2日	東京都	母子保健課
	乳児保育担当者研修会	25日～28日	4日	千葉県	保育課
	全国児童相談所長会議	下旬	1日	東京都	総務課
	児童養護専門職講座(前期)	未定	4日	東京都	家庭福祉課
	第28回遺伝相談セミナー(初級コース)	1日～4日	4日	東京都	母子保健課
	先天性代謝異常症検査技術者研修会	4日～5日	2日	東京都	母子保健課
7月	全国児童厚生員野外活動研修会(夏季)	9日～12日	4日	愛媛県	育成環境課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	11日～12日	2日	宮崎県	育成環境課
	全国児童自立支援施設課長研修	10日～12日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	北海道・東北ブロック児童厚生員研修会	16日～19日	4日	札幌市	育成環境課
	第30回遺伝相談(医師)カウンセラー基礎講座研修会	25日～28日	4日	東京都	母子保健課
	第41回思春期保健セミナー(コース1)	26日～28日	3日	山口県	母子保健課
	全国児童自立支援施設学科指導関係職員研修	7日～9日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	7日～9日	3日	愛知県	家庭福祉課
8月	第42回思春期保健セミナー(コースI)	16日～18日	3日	東京都	母子保健課
	第53回全日本少年野球大会	20日～22日	3日	熊本県	家庭福祉課
	第4回遺伝相談(医師)カウンセラー実践講座研修	22日～25日	4日	東京都	母子保健課
	北海道・東北地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	27日～30日	4日	岩手県	保育課
	児童環境調査全国担当者会議	下旬	1日	東京都	総務課
	全国児童自立支援施設中堅研修会	2日～6日	5日	埼玉県	家庭福祉課
	周産期医療研修会(医師コース)	2日～7日	6日	東京都	母子保健課
9月	全国母子寡婦指導者研修大会	9日	1日	歌山县	母子保健課
	中国・四国・九州ブロック児童厚生員等研修会	10日～13日	4日	香川県	育成環境課
	関東地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	10日～13日	4日	埼玉県	保育課
	第33回思春期保健セミナー(コースII)	15日～17日	3日	東京都	母子保健課
	東海・近畿・北陸ブロック児童厚生研修会	17日～20日	4日	富山县	育成環境課
	全国保育士養成セミナー	18日～19日	2日	青森県	保育課

月別	行 事 名	開催予定日	開催日数	開催場所	所管課
10月	母子保健強調月間	1日～31日	1ヶ月	全国	母子保健課
	全国乳児院研修会	3日～5日	3日	富山県	家庭福祉課
	第3ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	3日～4日	2日	島根県	母子保健課
	第48回全国里親大会	5日	1日	埼玉県	家庭福祉課
	関東・甲信越ブロック児童厚生員等研修会	8日～11日	4日	茨城県	育成環境課
	近畿・中国・四国地区主任保育士(初任者指導者保育士)研修会	15日～18日	4日	山口県	保育課
	全国児童自立支援施設職員研修会	16日～18日	3日	広島県	家庭福祉課
	全国保育士会研究大会	16日～18日	3日	福井県	保育課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	17日～18日	2日	群馬県	家庭福祉課
	第4ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	17日～18日	2日	香川県	母子保健課
	全国母子寡婦指導者研修会	19日～20日	2日	熊本県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設児童自立支援専門員研修	21日～25日	5日	埼玉県	家庭福祉課
	全国児童厚生員野外活動研修会(秋季)	22日～25日	4日	横浜市	育成環境課
	全国乳児院協議会	23日～25日	3日	岡山県	家庭福祉課
	東海・近畿・北陸ブロック母親クラブ指導者研修会	24日～25日	2日	富山県	育成環境課
	第2ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	24日～25日	2日	石川県	母子保健課
	第34回思春期保健セミナー(コースⅡ)	25日～27日	3日	岡山県	母子保健課
	東日本ブロック中堅児童厚生員研修会	29日～11月1日	4日	福島県	育成環境課
	全国保育研究大会	30日～11月1日	3日	長野市	保育課
	第46回全国母子生活支援施設研究大会	30日～11月1日	3日	和歌山県	家庭福祉課
	全国母子相談員研修会	未定	2日	厚生労働省	家庭福祉課
	第1ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	未定	2日	千葉県	母子保健課
	第22回中高年女性保健セミナー(コースⅠ)	未定	3日	東京都	母子保健課
	少子化時代の企業の在り方を考えるシンポジウム(仮称)	未定	1日	未定	職業家庭
11月	第56回全国児童養護施設長研究協議会	6日～8日	3日	北九州市	家庭福祉課
	北海道・東北・関東ブロック母親クラブ指導者研修会	7日～8日	2日	仙台市	育成環境課
	全国婦人相談所及び婦人保護主管係長研究協議会	7日～8日	2日	石川県	家庭福祉課
	周産期医療研修会(看護Aコース)	11日～20日	10日	東京都	母子保健課
	全国民生委員児童委員大会	14日～15日	2日	大阪市	育成環境課
	全国児童館長研修会	14日～15日	2日	秋田県	育成環境課
	平成14年度母子保健家族計画全国大会	14日～15日	2日	佐賀県	母子保健課
	平成14年度母子保健推進員全国大会	15日	1日	佐賀県	母子保健課
	東日本児童養護施設職員研修会	19日～21日	3日	宮城县	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設児童生活支援員研修会	19日～22日	5日	埼玉県	家庭福祉課
	北信越・東海地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	19日～22日	4日	新潟市	保育課
	西日本ブロック中堅児童厚生員研修会	26日～29日	4日	岡山県	育成環境課
	西日本児童養護施設職員研修会	28日～30日	3日	岡山県	家庭福祉課
	児童養護施設入所児童等調査全国担当者会議	下旬	1日	東京都	総務課
	全国へき地保育所保育士研修会	未定	4日	東京都	保育課
12月	周産期医療研修会(看護BⅠコース)	2日～7日	6日	東京都	母子保健課
	第42回思春期保健セミナー(コースⅢ)	6日～8日	3日	広島県	母子保健課
	周産期医療研修会(看護BⅡコース)	9日～14日	6日	東京都	母子保健課
	第26回遺伝相談セミナー(上級コース)	上旬	4日	東京都	母子保健課
1月	第43回思春期保健セミナー(コースⅢ)	10日～12日	3日	千葉県	母子保健課
	九州地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	21日～24日	4日	大分県	保育課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	27日～31日	5日	東京都	育成環境課
	遺伝相談(医師)再教育研修会	上旬	2日	東京都	母子保健課
	全国民生・衛生主管部(局)長会議	未定	1日	厚生労働省	官房総務課
	全国保育士研修会	未定	3日	未定	保育課
	児童養護施設専門職講座(後期)	未定	4日	神奈川県	家庭福祉課

月別	行 事 名	開催予定日	開催日数	開催場所	所管課
2月	保育所長ゼミナー	5日～7日	3日	千葉県	保育課
	母子保健専門指導員研修会	17日～3月7日	19日	東京都	母子保健課
	障害児保育担当者研修会	25日～28日	4日	千葉県	保育課
	全国母子保健主管課長会議	下旬	1日	東京都	母子保健課
	第7回中高年女性保健セミナー(コースⅡ)	未定	3日	東京都	母子保健課
	母と子の心の健康づくり中央研修会	未定	2日	東京都	母子保健課
	第5回不妊相談セミナー	未定	2日	東京都	母子保健課
	第3回思春期保健セミナー(コースⅢ)	未定	3日	千葉県	母子保健課
3月	思春期問題対応関係機関職員研修(仮称)	5日～7日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	全国保育課関係事務担当者会議	中旬	1日	厚生労働省	保育課
	全国家庭福祉施策担当係長会議	下旬	1日	厚生労働省	家庭福祉課
	第18回リプロ・ヘルス事業研究会	未定	1日	東京都	母子保健課
	全国児童福祉主管課長会議	未定	1日	厚生労働省	総務課
未定	家庭相談員全国研修	未定	3日	未定	総務課
	全国初任保育所長研修会	未定	3日	未定	保育課
	母子保健体操普及講習会(東ブロック)	未定	2日	茨城県	母子保健課
	母子保健体操普及講習会(西ブロック)	未定	2日	奈良県	母子保健課
	思春期の性と健康シンポジウム	未定	1日	宮城県	母子保健課
	東北ブロック	未定	1日	未定	母子保健課
	北関東ブロック	未定	1日	愛知県	母子保健課
	東海・北陸ブロック	未定	1日	東京都	母子保健課
	これからの母子保健を考えるシンポジウム	未定	1日	秋田県	母子保健課
	ブロック別母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2日	東京都	母子保健課
	北海道・東北ブロック	未定	2日	京都府	母子保健課
	関東・甲信越ブロック	未定	2日	高知県	母子保健課
	東海・北陸・近畿ブロック	未定	2日	福岡県	母子保健課
	中国・四国ブロック	未定	2日	東京都	母子保健課
	九州・沖縄ブロック	未定	2日	愛知県	母子保健課
	第7回乳幼児の事故防止セミナー	未定	2日	福岡県	母子保健課
	第8回乳幼児の事故防止セミナー	未定	2日	東京都	母子保健課
	第9回乳幼児の事故防止セミナー	未定	2日	愛知県	母子保健課

※保育所保育士研修・セミナー情報は「i-子育てネット」(i-kosodate.net)の「保育士のための生涯教育」において情報提供しております。